

建築基準法および関連する同法施行令等の一部改正について
— 平成26年7月1日（一部 8月22日・12月26日）施行分 —

既存建築物の有効活用や水素エネルギー等の利活用の促進などへの対応、建築基準法（以下「法」という。）の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 4 日公布）の一部の施行に伴い、関連する建築基準法施行令（以下「令」という。）、建築基準法施行規則（以下「規則」という。）などの一部改正等が行われ、同年 7 月 1 日（一部 8 月 22 日・12 月 26 日）に施行されました。本資料は、その内容についてまとめたものです。

○改正概要

主な改正の内容は、以下のとおりです。

(1) エレベーターの昇降路に係る容積率制限の合理化

【法第52条第6項、令第135条の16、令第137条の8、規則第1条の3第1項の表2、規則別記第2号様式ほか】

- ①建築物の用途を問わず、令第129条の3第1項第一号に規定するエレベーターの昇降路の部分の床面積について、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。
- ②容積率規制に係る既存不適格建築物について、エレベーターの昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。）の一定の増改築が認められた。

(2) 階段に係る規制の合理化 【令第23条第4項、平成26年国土交通省告示第709号】

- ①利用者が安全に昇降できるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる階段にあつては、階段の寸法に係る令第23条第1項の規定を適用しない。
- ②国土交通大臣が定めた構造方法には、小学校における児童用の階段について、両側に手すりを設け、階段の踏面の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げた場合、階段のけあげの寸法を18cm以下とすることができる旨が定められた。

(3) 防火上主要な間仕切壁に係る規制の合理化

【令第112条第2項、令第114条第2項、規則第1条の3第1項の表2、平成26年国土交通省告示第860号】

- ①床面積が200㎡以下の階又は床面積200㎡以内ごとに準耐火構造の壁等で区画されている部分で、スプリンクラー設備等消火設備を設置した部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分にある間仕切壁については、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなくてもよい。
- ②防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分として、居室の床面積が100㎡以下の階又は居室の床面積100㎡以内ごとに準耐火構造の壁等で区画されている部分で、各居室に煙感知式の住宅用防災報知設備等が設けられ、避難を容易とする所定の構造とするものが定められた。

(4) 圧縮ガス等を貯蔵等する建築物に係る用途規制の合理化

【令第130条の9第1項、平成26年国土交通省告示第1203号】

第二種中高層住居専用地域から準工業地域までの用途地域内で、圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備（安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）により貯蔵し、又は処理する建築物については、貯蔵量等に関わらず建築することが可能となった。

以上